

FAX番号:
03-6660-9767



【『Smile to Smile サービス』 申込書(新料金プラン)】

お申込み先：株式会社野村総合研究所
社会情報システム事業部

〒135-0042
東京都江東区木場1-5-25 タワーS棟

お申し込み種別	☐ 新規	☐ 変更	☐ 解約※1
	☐ 旧料金プランから新料金プランへ変更		

納品月 ※2 (NRI記入欄)	令和	年	月
契約開始月 (NRI記入欄)	令和	年	月

1. 契約プラン(税抜)

契約サービスプラン (広告掲載有※3)	会員数※4	☐ 386人以下	4,500円/月額
		☐ 387人～802人	7,500円/月額
		☐ 803人以上	12,500円/月額
基本契約期間	納品月の翌月より2年間となります。3年目以降は、1年毎の自動更新契約となります。		
お支払方法	納品月の翌月より請求が開始されます。以降は請求月の翌々月6日に口座振替によりお支払い頂きます。		

- ※1 解約の場合は、お申し込み日の翌月より反映されます。(当該月分の費用は発生します)
- ※2 納品月は、お申し込み日より1ヵ月後が目安となります。(弊社訪問研修員のスケジュール等により前後する可能性がございます)
Smile to Smileの利用に必要な「ログインID・パスワード通知書」は利用開始日よりエイジレス80から発行が可能となります。
- ※3 広告掲載につきまして、以下のご提供条件が適用されます。
1. お客様は、当社の指定するサービス画面に、当社の指定する広告主の広告を掲載するものとします。
2. 広告の掲載基準は、当社の広告掲載基準に依ります。
- ※4 会員数は、お申込み前年度の統計年報(公益社団法人 全国シルバー人材センター事業協会発行)に記載されている会員数とします。
年度毎の会員数の増減に伴い、契約サービスプランが変更となる場合には、当社からプラン変更の申し入れをさせていただきます。
- 注1 本サービスは予告なく変更する場合があります。
注2 当申込書と利用規約が異なる場合は、当申込書が優先して適用されます。
注3 消費税は別途、お支払いいただきます。

2. 導入初期費用(税抜)

導入サポート費	☐ 50,000円 (訪問研修あり。初回導入時はこちらをご選択ください。)	☐ 0円 (訪問研修なし。初回導入時以外。)
お支払方法	納品月の翌月に別途請求書を発行させていただきますので、発行の翌月末までにお振り込みをお願い致します。	

注 Smile to Smileの旧料金プランからのご変更の場合は、訪問研修はありません。

3. オプション機能

オプション機能	☐ 配分金明細/支払証明	1件50円/月
---------	-------------------------------------	---------

4. 初期設定情報

貴センター メールアドレス ※5	@
センター表示名 ※6	

※5 会員がアクセスするSmile to Smileサイト内のセンター様のお問い合わせ先のアドレスになります。

※6 会員がアクセスするSmile to Smileサイト内に表示されるセンター名称になります。例:「公益社団法人 ○○市シルバー人材センター」

別紙「Smile to Smileサービス利用規約」に同意の上、上記内容で申し込みます。

お申し込み日	令和	年	月	日
貴センター名	Ⓜ			
ご担当者名				
ご住所	〒			
お電話番号	()			

NRI 受付欄	
No.	
営業担当	

特記事項(NRI記入欄)

野村総合研究所 Smile to Smile サービス利用規約（新料金プラン）

お客様へ

1. 以下の「野村総合研究所 Smile to Smile サービス利用規約（新料金プラン）」をよくお読み下さい。
2. お客様が「野村総合研究所 Smile to Smile サービス」の提供を申し込んだ場合、本規約のすべての条件に同意したものと見なされ、お客様は自ら署名した他の契約書と同様、本規約に効力が生じることを了承します。
3. 本規約に同意されない場合は、「野村総合研究所 Smile to Smile サービス」の提供を受けることはできません。
4. 万一、本規約を確認、同意せずに「野村総合研究所 Smile to Smile サービス」の提供を申し込んだ場合、申込日から10日以内に書面でお申し出頂ければ、申込みを撤回することができます。但し、既にお客様が「野村総合研究所 Smile to Smile サービス」の全部又は一部の提供を受けている場合は、申込みを撤回することはできません。
5. 「野村総合研究所 Smile to Smile サービス」の申込みは、「野村総合研究所 Smile to Smile サービス」の提供の開始を意味するものではありません。「野村総合研究所 Smile to Smile サービス」の提供は、当社がお客様の申込みを承諾したときから開始されます。
6. 当社は、当社の都合により、「野村総合研究所 Smile to Smile サービス」の申し込みをお断りすることがあります。

< 野村総合研究所 Smile to Smile サービス利用規約（新料金プラン） >

第1章 総則

第1条（規約の適用）

1. 株式会社野村総合研究所（以下「当社」といいます）は、この野村総合研究所 Smile to Smile サービス利用規約（新料金プラン）（以下「本規約」といいます）によって野村総合研究所 Smile to Smile サービスを提供します。

第2条（規約の変更）

1. 当社は、本規約を変更することがあります。
2. 当社は、本規約を変更するときは、当該変更により影響を受けることになるお客様に対して、当社の定めた方法により、事前にその内容について通知します。

第3条（用語の定義）

1. 本規約においては、次の各号の用語はそれぞれ次の意味で使用します。
 - ①お客様：当社と利用契約を締結している企業その他法人の代表者
 - ②本サービス：「野村総合研究所 Smile to Smile サービス」であり、当社が提供時点で提供可能なお客様向けのサービス
 - ③利用契約：お客様が当社から本サービスの提供を受けるための契約
 - ④ユーザ：シルバー人材センターの会員であって本サービスを利用する者

第2章 サービス

第4条（本サービスの内容）

1. 本サービス内容及びその他詳細は、別途当社がお客様に提示する本サービスに関する利用マニュアル（以下「マニュアル」といいます）の記載の通りとします。

第5条（提供区域）

1. 本サービスの提供区域は、当社が定める区域とします。

第3章 利用契約

第6条（利用申込）

1. お客様は、当社が定める「Smile to Smile サービス申込書」（以下「申込書」といいます）を当社に提出することにより、本サービスの利用を申し込むものとします。
2. 当社の「エイジレス80サービス」もしくは「Collabo80+サービス」を利用していないお客様は、本サービスを利用することはできません。

第7条（申込内容の変更）

1. お客様は、申込内容の変更を希望する場合は、申込書に必要事項を記載して当社に提出するものとします。

第8条（ご契約者の変更）

1. お客様は、申込書のご契約者欄の記載事項に変更があった場合、新たな申込書に必要事項を記載して、速やかに当社に提出するものとします。

第9条（お客様の地位の承継）

1. お客様は、合併等により契約当事者としての地位が承継された際は、承継したことを証明する書類を添えて、申込書に必要事項を記載して、速やかに当社に提出するものとします。

第10条（利用契約の成立）

1. 当社が、お客様から本サービスの利用申込書又は変更申込書を受領した日から10営業日以内に、お客様に対して不承諾の通知を行わない場合、当社が利用申込書又は変更申込書を受領した日に遡って、お客様と当社との間で契約が成立するまたは契約が変更されるものとします。なお、次の各号のいずれかに該当する場合、当社は利用申込又は変更申込を、不承諾とすることがあります。

- ①お客様が、申込書に虚偽の事実が記載していたとき
 - ②お客様に利用料金の支払能力が無い等、お客様が本サービスの利用に係る契約上の義務を怠るおそれがあるとき
 - ③当社の業務遂行上、又は技術上著しい困難があるとき
 - ④お客様が、当社の設備の正常な稼働を妨害する行為を行うおそれがあるとき
 - ⑤お客様又はお客様の構成員が、いわゆる反社会的団体に属している、あるいは取引しているとき
 - ⑥その他当社が、お客様との利用契約締結を適当でないと判断したとき
2. お客様の申込書に対して、当社が承諾の通知を発信することにより、利用契約が成立するものとします。

第11条（利用期間）

1. 本サービスの利用期間は、利用契約記載の通りとします。但し、利用期間満了の3ヶ月前までに、お客様又は当社から相手方に対する事前の書面による解約又はサービスプランの変更の意思表示が無い限り、利用期間は自動的に同一条件で1年間延長されるものとし、その後も同様とします。

2. 前項の定めに係らず、お客様は当社に解約希望日の3ヶ月前までに解約の旨を書面で通知することにより、解約希望日をもって利用契約を解約することができるものとします。

3. 前項に定める書面（以下、解約通知といいます）が当社に到達した場合には、お客様は解約希望日までに発生した未払いの利用料金の他、次の計算式で算出した金額を解約料金として当社に支払うものとします。

〔計算式〕 $X \times Y$

ただし、Xは月額利用料（契約プランに応じた基本料金を指すものとします）を、またYは解約希望日の属する月の翌月から起算した契約期間終了までの残余の月数（契約期間終了までの残余の月数が12か月以上となる場合には、解約希望日が属する契約年度の終了までの残余の月数）とします。なお、「契約年度」とは、契約開始日が属する月から1年間（1年経過後は、前回の契約年度終了月の翌月から1年間をいう）を指すものとします。

4. 本契約が更新された場合は、更新された契約期間終了までの残余の月数で計算します。

5. お客様が以下各号の一に該当する場合にも、本条の定めが適用されるものとします。

- ①お客様が本サービスの他の利用者を合併し、吸収し、統合し、あるいは営業の譲渡を受けること等により利用契約を中途解約する場合。
- ②お客様が本サービスの他の利用者に合併され、吸収され、統合され、あるいは営業を譲渡すること等により利用契約を中途解約する場合。但し、本契約にかかるお客様の契約上の地位を当該他の利用者が存続する場合はこの限りではありません。

第12条（本サービスの内容及び料金の変更）

1. 当社は、その判断によりお客様への事前の通知なくして、本サービスの内容を追加、変更、部分改廃等をすることができるものとし、お客様は予めこれを承諾します。

2. 当社は、60日前までに当社所定の方法でお客様に通知することにより、本サービスの利用料金を変更することができるものとします。お客様は、変更後の本サービスの提供の継続を望まない場合は、当社からの変更の通知の後30日以内に当社に対して、利用契約の解約を通知するものとします。なお、お客様からの利用契約の解約の通知がない場合には、利用契約は変更された内容で継続されるものとし、お客様は予めこれに合意します。

第13条（権利譲渡の禁止）

1. お客様は、本サービスの提供を受ける権利及び本規約に基づきお客様に与えられる権利を、第三者に使用許諾、譲渡、貸与、名義変更又は担保の用に供してはならないものとします。

第14条（ユーザID）

1. お客様は、本サービスの利用期間中、ユーザに対して、本サービスを利用するためのユーザID及びパスワード（以下合わせて「ユーザID」といいます）を配布するものとします。

2. お客様は、お客様がユーザIDを配布したユーザ以外の第三者にユーザIDを利用されないよう厳重にユーザIDを管理しなければならないものとします。お客様は、第三者にユーザIDが利用されたことを知ったときは、ただちに当社にその旨報告するものとします。

3. ユーザに対するユーザIDの配布は、お客様の責任において行うものとします。当社は、ユーザID等の使用上の過誤、管理不十分又は第三者による不正使用等に起因するユーザ及びお客様の損害につき、一切の責任を負わないものとします。

第15条（電子メール）

1. 当社は、本サービスにおいてユーザが登録したメールアドレスに対して、ユーザに有益と思われる当社又は提携先の商品又はサービス等の情報を、電子メールで送信することができるものとします。お客様は、ユーザID配布時に、ユーザに対して、適宜その旨を告知するものとします。

第4章 利用料金等

第16条（サービスプラン、利用料金及び支払方法）

1. 本サービスのサービスプラン、利用料金、支払方法は、別紙及び利用契約記載の通りとします。

第17条（課金開始日）

1. 当社は、本サービスの利用開始日から、お客様の利用料金を課金します。

第18条（料金の支払義務）

1. 利用料金の支払義務は、利用契約の成立時に発生するものとします。また第8条に定める申込内容の変更の場合は、変更後の利用料金の支払い義務は、当該変更に係る利用契約の成立時に発生するものとします。

第19条（支払方法）

1. お客様は、利用料金に課される税金及び公租公課（以下合わせて「税金」といいます）を全て負担するものとします。
2. お客様は、現在及び将来において各国で課される税金、課徴金、輸入税、関税、付加価値税又は罰金等の制約を一切受けることなく、これらを一切控除せずに、当社に利用料金を支払うものとします。

第20条（割増金）

1. お客様は、利用料金の支払いを不法に免れた場合、免れた額の2倍に相当する額を割増金として、当社に支払わなければならないとします。

第21条（遅延損害金）

1. お客様は、利用料金又は割増金の支払いを遅延した場合、利用料金又は割増金の支払いに加え、年率14.6%の遅延損害金を、当社に支払わなければならないとします。

第5章 損害賠償

第22条（損害賠償の範囲）

1. 当社は、本規約によって免責されている場合を除いて、当社の責に帰すべき事由により、本サービスの全部が利用不能となり、お客様が損害を被った場合、お客様の請求により、損害が発生した月及びその直前の2ヶ月分の利用料金の合計額を限度として、お客様に生じた通常且つ直接の損害を賠償します。
2. 当社は、本サービスが第三者の知的財産権を侵害したことにより、本サービスが利用不能となった場合、お客様の請求により、利用不能となった月及びその直前の2ヶ月分の利用料金の合計額を、お客様に返金します。なお、本項の定めは、知的財産権侵害に関する当社の責任の全てとし、前項は適用されないものとします。
3. 当社は、本条の定め以外は、お客様に生じた損害及び知的財産権侵害に関して、一切責任を負いません。

第23条（免責事項）

1. 本サービスは、お客様及びユーザに対する、業務、就職、職業、派遣、契約、金融商品を含む商品、サービス又は権利の販売その他の取引の申込み、勧誘、あっ旋、媒介、推奨又は助言等を目的として提供されるものではありません。当社は、かかる取引の当事者もしくは代理人となることはなく、また、取引の申込み、勧誘、あっ旋、媒介、推奨又は助言等の行為を行なうことはありません。
2. 当社は、本サービスを利用して又は参考にしてお客様及びユーザが行なった投資、売買、借入その他一切の取引又は事業等の結果につき一切責任を負いません。
3. 当社は、本サービスの利用によって発生したお客様の損害（事業利益の損失、事業の中断、データの損失、ユーザからの損害賠償請求に基づき発生したお客様の損害又はその他の金銭的損害を含むがこれらに限定されない）に関しては、利用契約に特段の定めがある場合を除き、その原因のいかんを問わず賠償の責任を負いません。
4. 当社は、第三者（他のお客様及びユーザを含む。以下本条において同じとします）が本サービスを不正に利用することにより、お客様自身又は第三者に損害を与えた場合、その損害についていかなる責任も負いません。
5. 当社は、お客様が本サービスを不正に利用することにより、お客様又は第三者に損害を与えた場合であっても、その損害についていかなる責任も負いません。
6. 当社は、本サービスを現状のままお客様に提供するものであり、明示であると黙示であるとを問わず、その正確性、完全性、商品性、有用性、お客様の特定の目的に対する適合性を含むその他の保証は行いません。
7. 当社は、本サービスの利用に関するお客様のいかなる請求に対しても、その事由が発生した時から起算して90日を経過した後は、応じません。
8. 当社は、次に定める事由から生じるお客様及び第三者の損害については責を負いません。
①地震、火災、落雷、風水害その他の天災、戦争など当事者の支配を超えた事由により生じる損害。
②電子計算機、通信回線の障害、電力事故等の事故又は保全に必要な工事等に起因する損害。
③郵便、運送業者等の輸送事故（未配、誤配、紛失、落丁、乱丁、破損、汚損等を含みます）に起因する損害。
④本サービスに対する第三者の侵害のため、本サービスが正常に運用できないことによる損害。
⑤当社の責によらないハードウェア、ソフトウェア及びネットワークの不具合による損害。
⑥お客様による本サービスの操作ミス又は当社がお客様の指示に従った結果として生じる損害。
⑦お客様のハードウェア、ソフトウェア及びネットワークの不具合に起因する損害。
⑧ソフトウェアウイルス及びコンピュータシステムに対するハッキング等、不正アクセス行為に起因する損害。
⑨お客様の電子ファイルの内容及び電子ファイルの取り交わしに起因する損害。
⑩当社の予知できなかったシステム又はソフトウェアの不具合ならびにトランザクションの過度の集中による本サービスのダウン。
⑪データセンター事業者又はインターネット接続プロバイダの責に帰すべき故障、アクセス不能、性能の劣化。
⑫本サービスの利用によって、当社からお客様に提供されたデータの内容及び当該データの利用（第三者による利用を含みます）に起因する損害
9. 当社は、お客様が第8条、第9条及び第10条に基づく申込書の提出を怠った結果としてお客様が不利益を被ったとしても、一切その責任を負いません。

第6章 サービスの制限、条件等

第24条（制限行為）

1. お客様は、本サービスの利用にあたり、次の各号記載の行為を行ってはならないものとします。
①当社又は第三者の著作権その他の権利を侵害する行為

- ②本サービスによりアクセス可能な当社又は第三者の情報を改ざん、消去する行為
 - ③第三者になりすまして本サービスを利用する行為
 - ④意図的に有害なコンピュータプログラム、スパムメール等を送信する行為
 - ⑤当社の設備の運営に支障を与える行為
 - ⑥本人の同意を得ることなく、又は詐欺的な手段により個人情報収集する行為
 - ⑦本サービスの複製、改変、リバースエンジニアリング、逆アセンブル、逆コンパイル、その他の不正アクセス行為。
 - ⑧本サービスの第三者への使用許諾又は提供（譲渡、転貸、担保提供を含むがこれに限らない）
 - ⑨第三者の著作権等知的所有権を侵害する行為、わいせつ、児童ポルノ又は児童虐待にあたる画像、文書等を送信又は掲載する行為、その他、法令、本規約若しくは公序良俗に反する行為、サービスの運営を妨害する行為、当社の信用を毀損する行為、又は当社若しくは第三者に不利益を与える行為
 - ⑩その他前各号に該当する恐れのある行為又はこれに類する行為
2. 当社は、本サービスの運営および保守管理上の必要があると当社が判断した場合、お客様への事前の通知や承諾なしに、お客様が本サービスに登録した情報等の全部又は一部につき、題名・内容の変更、閲覧、本サービス内での複写、移動等、又は削除することができるものとします。
3. 当社は、本サービスに登録された情報等の全部又は一部が次のいずれかに該当する、又はその恐れがあると当社が判断した場合、当該情報等の全部又は一部をお客様への事前の通知や承諾なしに、削除することができるものとします。
- ①本規約のいずれかに違反する場合
 - ②本条第1項の各号に該当するかこれに準じる理由で、当社により不適当と判断された場合
4. 当社は、お客様による本サービスの利用状況等に関する情報につき、お客様への事前の通知や承諾なしに、自ら利用し又は第三者をして利用させることを目的として、収集、入力、加工、譲渡、提供等を行うことができるものとします。

第25条（提供の中止）

1. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合において、緊急やむをえない場合を除き、あらかじめその理由、実施期日及び実施期間をお客様に通知した上で、本サービスの提供を中止することがあります。
- ①当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき
 - ②当社が設置する電気通信設備の障害等やむをえない事由があるとき
 - ③電気通信事業者、データセンター事業者、インターネット接続プロバイダが電気通信サービスの提供を中止することにより、本サービスの提供が困難になったとき
 - ④本サービスに対して不正な接続等が発見され、これを防ぐことが困難なとき
 - ⑤第26条の規定によるとき

第26条（提供の停止）

1. 当社は、お客様が次の各号のいずれかに該当する場合は、何らの催告なく通知により本サービスの提供を停止することがあります。この場合、お客様は期限の利益を喪失し、その時点における利用料金、割増金又は遅延損害金等一切の債務を当社に弁済するものとします。
- ①利用料金、割増金又は遅延損害金等の支払いを怠ったとき
 - ②お客様が本サービスを利用し、違法行為、他のお客様又は当社に不利益を与えるおそれのある行為、その他公序良俗に反する行為を行ったとき、当社が判断したとき
 - ③利用申込にあたって虚偽の事項を記載したことが判明したとき
 - ④支払の停止又は仮差押、差押、競売、破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始の決定又は申立てがあったとき
 - ⑤手形交換所の取引停止処分又は銀行取引停止処分を受けたとき
 - ⑥公租公課の滞納処分を受けたとき
 - ⑦重要な営業又は資産の譲渡の決定があったとき
 - ⑧営業の停止処分、解散の決議、廃業又は転業、その他事業の継続に著しく支障となる事由が生じたとき
 - ⑨著しい信用の悪化、重大な過失又は背信行為があったとき当社が判断したとき
 - ⑩第10条第1項に定める事由の一に該当すると当社が判断したとき
 - ⑪前各号に掲げる事項のほか、当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備に支障を及ぼすおそれのある行為を行ったとき
 - ⑫自ら又は第三者を介して、暴力行為、脅迫行為、詐術行為、業務妨害などの違法行為をしたとき
 - ⑬自らとその役員、重要な地位の使用人、主要な株主、主要な委託先もしくはこれらに準ずる者等（以下あわせて「自己の経営関係者等」という。）が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋又はその関係者、その他反社会的勢力（以下あわせて「暴力団等」という。）であることが判明したとき、自己の経営関係者等が暴力団等の維持運営に協力もしくは関与していることが判明したとき、又は自己の経営に暴力団等が関与していることが判明したとき

第27条（第三者のサービスの提供条件）

1. 本サービスに、当社以外の第三者（以下「プロバイダ」といいます）が提供するサービス又はソフトウェア（以下「プロバイダサービス」といいます）が含まれる場合、プロバイダサービスの内容やサービスレベルは、プロバイダが当社に対して提供するものと同等とします。また、利用契約の条件と当社とプロバイダが締結するプロバイダサービスに関する契約の条件に相違ある場合は、利用契約に特段の定め無き限り、後者が優先して適用されるものとします。このため当社は、お客様の求めがある場合は、プロバイダの名称をお客様に通知し、且つ当社又はプロバイダの営業秘密に相当する部分を除きプロバイダとの契約の内容をお客様に開示します。
2. プロバイダによるプロバイダサービスの全部又は一部が中止あるいは変更された場合、当該部分につきプロバイダサービスも中止あるいは変更されるものとします。
3. お客様がプロバイダサービスを利用するにつき、プロバイダの直接の承認が必要な場合は、お客様は当該プロバイダの承認を取得するものとします。なお、利用契約の有効期間中にプロバイダがお客様に対するプロバイダサービスの提供を拒んだときには、お客様は、当該プロバイダサービスの利用ができなくなる場合があることを予め承諾し、これに異を唱えないものとします。
4. お客様は、プロバイダサービスについて、プロバイダの破産、廃業、転業、吸収、合併、処分あるいは事業方針の変更等のやむを得ない事情が発生した場合、その全部又は一部の利用ができなくなる場合があることを承諾し、これに異を唱えないものとします。

5. お客様は、当社とプロバイダとの契約に基づく要求があった場合、当社が本契約の写しを当該プロバイダに提示することを、予め承諾します。

第7章 雑則

第28条（知的財産権）

1. 本サービスにおいて当社がお客様に提供する一切の著作物（本規約、ソフトウェア、マニュアル等を含みます）に関する著作権及び著作者人格権、並びにノウハウ等の一切の知的財産権は、当社又は当社への権利許諾者に帰属しています。お客様は、当社又は当社への権利許諾者の著作権表示を削除又は変更することは出来ません。

第29条（稼働環境）

1. 本サービスを利用するために必要となる端末機器等の稼働環境は、マニュアルに記載する通りとします。ただし当社が端末機器、周辺機器、ソフトウェア及び通信回線等の種類、バージョン及び組み合わせ等を確認した場合を除き、当社は稼働環境における本サービスの完全なる稼働を保証するものではありません。またお客様が端末機器に、本サービスを利用するために必要となるソフトウェア以外のソフトウェア（以下他社ソフトウェアといいます）をインストールした場合、当社は他社ソフトウェア及び本サービスの完全なる稼働を保証するものではありません。

第30条（電子ファイルの保管）

1. 当社は、本サービスの利用期間中、善良なる管理者の注意義務及びプロバイダのサービス提供条件に基づき、お客様の電子ファイルを保管します。
2. 当社は、本サービスの利用期間が終了した場合、当社が定める方法により電子ファイルを消去します。但し、お客様が、利用期間終了前に当社に電子ファイルの返還作業を依頼していた場合、当社は電子ファイルをお客様に返還するものとし、なお、返還作業は有償又は無償とし、お客様と当社の協議により定めるものとし、

第31条（再委託）

1. 当社は、本サービスの提供の全部又は一部を第三者に再委託することがあるものとし、

第32条（広告及び宣伝）

1. 当社は、お客様が本サービスを利用していることにつき、当社のホームページ、カタログ又はパンフレット等の印刷物で公開することができるものとし、お客様の要望がある場合、当社は速やかに公開を中止するものとし、既に印刷済みの印刷物についてはそのまま頒布することができるものとし、

第33条（準拠法及び裁判管轄）

1. 本規約及び利用契約の成立、効力、履行及び解釈に関しては、日本国法が適用され、本サービスに関する一切の訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。
2. 当社は、本サービスの提供に関し、制定法、普通法、慣習法、慣行その他如何なる法的根拠に基づくことを問わず、また明示であると黙示であるとを問わず、本規約及び利用契約に定める以外のいかなる責任も負いません。ただし、法律上排除又は制限しえない強制力がある場合は当該排除し得ない強制力の及ぶ範囲において、本規約及び利用契約は適用されないものとし、なお、本規約及び利用契約の一部が無効であり強制力を有しないものと解された場合であっても、本規約及び利用契約のその他の部分の有効性は何ら影響を受けず、効力を維持するものとし、

第34条（全合意）

1. 本規約及び利用契約は、お客様及び当社の本サービスの提供条件に関する完全な合意であり、本規約及び利用契約と異なる一切のすべての表明、交渉、連絡又は通知に優先して適用されるものとし、

第35条（効力の存続）

1. 事由の如何に係わらず、本サービスの利用期間が終了又は本サービスの提供が終了した場合であっても、第11条第2項、第13条、第14条第3項、第15条、第19条乃至第23条、第26条乃至第30条、第32条乃至第34条及び本条の効力は、その後も存続するものとし、

付則

1. 本規約は、2025年4月1日より効力を発するものとし、
2. 2025年9月1日変更
3. 2026年5月1日変更

[別紙]

□料金表

① 契約プラン

契約サービスプラン (広告掲載有※1)		基本料金 (消費税含まず)
会員数※2	386人以下	4,500円/月
	387人～802人	7,500円/月
	803人以上	12,500円/月

※1) 広告掲載につきまして、以下のご提供条件が適用されます。
1. お客様は、当社の指定するサービス画面に、当社の指定する広告主の広告を掲載するものとします。
2. 広告の掲載基準は、当社の広告掲載基準に依ります。

※2) 会員数は、お申込み前年度の統計年報（公益社団法人 全国シルバー人材センター事業協会発行）に記載されている会員数とします。
年度毎の会員数の増減に伴い、契約サービスプランが変更となる場合には、当社からプラン変更の申し入れをさせていただきます。

② オプション機能

利用機能	従量料金 (消費税含まず)
配分金明細/支払証明	1件50円/月
給与明細	— ※3

□支払方法

当月分の利用料金及びこれに係る消費税相当額を翌々月6日（銀行休業日の場合、翌営業日）にお客様の銀行口座から引落。（引落手数料は弊社負担）

※3) 本機能は連合会向けに提供する機能であり、料金については連合会向けお申込書に記載しております。